

美浜町週休2日工事実施要領

美浜町週休2日工事実施要領（令和7年要領第1号）の全部を改正する。

1. 目的

建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。

このため、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、週休2日工事に現場閉所を土日に指定する「完全週休2日（土日）」の取組を新たに取り入れ、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進する。

2. 対象工事

美浜町が発注する（単価契約、随意契約、営繕関係、週休2日工事に適さないと判断される工事を除く。）建設工事を対象とする。

3. 用語の定義

（1）週休2日

- ①「完全週休2日（土日）」とは、対象期間が7日以上工事において、対象期間の全ての週の土日を現場閉所に指定し、土日の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ②「月単位の週休2日」とは、対象期間において、28日（4週）を1期間として全ての期間単位で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ③「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日）から工事完成日（完成通知書の提出日）までの期間をいう。

ただし以下の期間を除く。

- 年末年始6日間および夏季休暇3日間
- 工場製作のみを実施している期間・工事全体を一時中止している期間
- 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業（書類整理等の事務作業も含む）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4. 実施の流れ

「完全週休2日（土日）」（漁港事業は「月単位の週休2日」）に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

5. 実施の流れ

（1）工事発注時

- ・発注者は、特記仕様書及び条件明示書により本要領の発注者指定型週休2日工事であることを明示する。
- ・「完全週休2日（土日）」を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた予定価格を作成する。

（2）工事契約後

- ・受注者は、「完全週休2日（土日）」（漁港事業は「月単位の週休2日」）の確保を考慮した計画工程表を監督者に提出するものとする。なお、現場条件等により「完全週休2日（土日）」（漁港事業は「月単位の週休2日」）の取組を行うことが困難な場合においても、「月単位の週休2日」（漁港事業は「通期の週休2日」）は必須とする。
- ・発注者は、初回打合せ時に「完全週休2日（土日）」（漁港事業は「月単位の週休2日」）に取り組む工事であることや達成できない場合の減額金額を工事打合せ簿で受注者に通知する。

（3）工事着手後から竣工まで

- ・受注者は、現場閉所（休日）の確保状況を別紙2、実施工程表、工事日誌等により監督員に適宜（毎月）報告するものとする。
- ・発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、上記5.（2）の週休2日に満たないものは、達成状況に応じて適切に変更契約する。
- ・完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定する。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。なお、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ・やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

6. 必要な費用の計上

別紙1による。

7. 週休2日の確認及び評価方法

- （1）現場閉所（休日）の確保状況は、別紙2、実施工程表、工事日誌等の書類により確認する。

- (2) 「完全週休2日(土日)」は、対象期間内の土日または、事前に協議した土日に代わる現場閉所日の現場閉所により評価する。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行ってれば、完全週休2日(土日)を達成しているとみなす。
- (3) 「月単位の週休2日」は、評価期間が28日(4週)以上の工事においては評価期間の1期間毎における現場閉所日数で4週8休の評価を行う。また、評価期間が28日(4週)未満の工事においては28日(4週)に換算した場合の現場閉所日数により4週8休の評価を行う。
- (4) 「通期の週休2日」は、評価期間における現場閉所日数を平均して4週8休の確認を行う。
- (5) なお、降雨、除雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

8. その他

- (1) 受注者は週休2日工事の対象工事であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲示するものとする。

(掲示の例)

<p>「週休2日工事に取り組んでいます」</p> <p>この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日に取り組んでいます。</p> <p>現場閉所予定</p> <p>○月○日、○日、○日・・・</p> <p>原則○曜日、○曜日 など</p> <p>発注者 美浜町</p> <p>受注者 ○○建設株式会社</p>
--

- (2) 受注者は発注機関の行うアンケートに協力するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に入札通知を行った公共工事については、なお従前の例による。